時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告[illegible]

時事新報

第三千百二十六號
明治廿四年九月五日　土曜日
舊暦辛卯八月三日　（甲午）
日出午前五時十六分　日入午後六時三分
月出午前六時三十九分　月入午後六時十三分
滿潮午前六時四十分　午後六時五十四分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚金壹錢〇一箇月前金三十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
〇郵便遞送料は[illegible]ヲ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を逓送し各新聞社は之を受けて紙面を埋むるより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社に報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社宛に郵送あらんことを請ふ

時事新報

北海雜説　二

土地貸付法

生産分量の方法には種々の得失あるべし北海道の農事は其季節の然らしむる所、一年一作に過ぎざるが故に分配の法を立つるに當ても關西地方の如き一年二作又は三毛作の地に比すれば三倍内外の面積ありて始めて[illegible]するを得んか而して現行の分與法如何を尋るに米國にはホームステッドとて移民一戸に付凡そ二十[illegible]を無代價にて給與し以て奬勵するの法もあるよしなれども或る學者の説によれば土地分與の容易にして甚だ過ぐるは移民奬勵の法にあらずして其弊害寧ろ多きものありと云ふ我が北海道の移民策も當初米國に倣ひて奬勵に與からしめたる由なれば自から類似の[illegible]もあるならん兎も角も本道未墾地の拂下代價は千坪に付一圓と定め墾成の後上納するの法なれども[illegible]無代價同樣にして所謂奬勵に過ぐるが故に[illegible]の土地は之を容易に得て拓殖の[illegible]を怠る者[illegible]申譯に[illegible]所有權を持續する者比々みな然り[illegible]開拓をなして所有權を[illegible]するも開拓に着手せし[illegible]野百二十萬坪余を買受け開拓に着手せし[illegible]成るは五百年の後に非ざれば能はざ[illegible]と云ふ此割合に[illegible]

は國家永遠の長計に大關係あるが故に輕卒に立言す可らざるが如くなれども試に鄙見を略述せんに内地にて農家の所有地毎一戸一町歩以下にて十分なりとすれば之に對する本道の地面を其三倍として水呑百姓一戸に一萬坪内外を所有せしむるときは之を耕耘するに全戸の力を要し以て全戸を養ふに足るべし之を基礎として無代價にて給與し着々成功ある者には宜しきを計りて猶更に給與すべきも最初より廣大なる地面を求むる者には右一戸一萬坪の基本面積以上の分に對し相當の高價を徴し或る期限内に果して墾成せば既徴の地價を返戻して奬勵し其成功する能はざる分は他に轉與して而して其間に公平を失はざるの方法なそ或は時弊に適して將來にも亦得策ならん敢聞くか如くんば石狩國内の樹林地にして十萬坪以上の無所屬地は殆んど無しとのことなれども其實際に墾成し又は開拓中のものは果して全土の何割に當るべきや本道を遊歷する者は便勝の地到る所に某々の用地若くは所有云々の木標を睹むるならん標木の漸く古色を帶びたるは正に是れ經年の證なれども其域内の草木は依然たる太古のものにしてイヤ開拓すべしとも思はれず要するに本道の沃地は粟當縉紳の豫備財産とも云ふべき觀ありて拓殖の主意何くに在るやを知らざる上に其占むる所は何れも便勝の土地にして而も廣きに亘るが故に之を開かざる間は又其奧に入ると能はず恰も他の移住者の爲めには障壁を設けて入れざると同樣なれば啻に自家買受の土地を耕さゞるのみならず併せて人をして他に着手するに由なからしむ今や移住の氣運漸く進みて人々土地を撰定せんとするに當り空しく要地を不毛の儘に放棄するは誠に遺憾の限りなれば一日も早く規則を改正し相當の處分を施して開拓の實効を速にせんこと切望の至りなり

序に一言の附記すべきは土地撰定に關する心得なり例へば一區して河岸の肥沃、舟楫の便利等を速斷し又は平原あれば開拓の勞少なし抔との考案より匆卒に地所を撰定し扨て融雪の頃に至りて洪水に浸され俄に轉地を議するが如き或は雪中に山川の便と地勢の平坦なるを眺めて之を定め夏季に及んで始めて其沼あるを發見するが如き恰も迂濶に似たれども一箇年の經過を充分に見定むるの遑なくして用便旁々撰定するものは積雪と洪水の何物たるを知らずして往々失敗する者なきに非ず今試めて短日月の間に其要點を測定せんとするは近年の四月五月の交より六七月に至る三箇月以内に觀察するときは其餘の九箇月間は普通の想像にて足るが故に必ず大過なきを得べし是れ北海道と内地と其趣を殊にするものあればなり

雜報

○[illegible]地方の[illegible]　興業銀行及農業銀行の資金[illegible]

甚きを恐るゝものは借主の差出したる抵當にあらずして其借主の起すべき事業の成否にあり蓋し商業の資金を融通する一般の銀行に在りては其貸金の抵當は株券公債證書の類に止まるとゆゑ其借主の爲す事業成効するも失敗するも殆んど頓着なきものにて愈々返辨出來ずとなれば其抵當品は即座に元金の姿に復すべくして抵當持參に應じ躊躇なく貸出し得べきものなり又是等商業銀行が信用を以て貸出す手形割引の如きは別に抵當もなければ偏に本人の身元如何に頼るとなれども是れとて十分信用貸しを爲すに足るべき資産あるを見濟ましての上の事にて其資産の有無は兼て容易に承知し居り得べければ亦躊躇なく割引を爲して差支なきものあり然るに農業銀行若くは工業銀行の如きは土地家屋の類の不動産を抵當に貸出す者にして其土地家屋は所有者に取りてみそ手離すべからざる物にて借入れたる金の幾倍にも價すべしと雖も抵當流れとなりて銀行の所有に歸しては太抵持餘し物たるに止まるべければ是等の銀行が資金を融通するに當りては抵當其物の價格を見積るだけの簡單なる手續に由る能はずして其貸金を以て起すべき事業其物の性質を吟味し十分成効の見込を付けたる上に貸出すべきものあり即ち何山の鑛何町歩を開墾せんが爲めにとて農業銀行に向つて金策を申來る者ある場合には先方が地質水利等精細の調査を遂げて其計畫を起したる其跡より又銀行が技師を聘し時日を費して是れあらばとの見當を付けたる上に漸く金の調達を承諾するなどとあるべし若し左なくして輕々に貸付くるときには僻遠の土地を抵當流れに取りて困却するなどは勿論又騙々詐欺の手段にも罹る恐れあるべし興業銀行が種々の企業に向つて貸出すにも是れぞ同樣にして手落ちなく其企業の成否如何を取調べんには其調査の費用にて利息の大半を殺ぐの奇談をも見るべし、今の紡績會社が全國需用の二倍にも當る紡績錘を製出すべき器械を備へ一方に海外輸出の道を開くとも爲さずして益々供給のみを夥多にし同業共倒れの運に向ひて漸く其非を知り僅に工場の一半を働かして需給の釣合ひを取らんとするが如きの始末は當初會社創立の際に於ける豫定に於て夢にも思ひ當らざりしなるべし一意利害の討究を盡くして起したる事業すら斯くの仕合せなれば興業銀行が貸付に於ては綿密の上にも綿密の調査を遂げんこと海に必要なり是等の銀行が如何に幾度も債券を發行するの特權ありとは云へ其債券にも相當の利子を附せざるを得ざる一方に貸付金の利子は餘程低廉にせざるを得ずして差引いての利益極めて僅かなるに其貸付には右の如く毎々非常の困難なる調査を要することありては是等銀行の維持殆んど覺束なき有樣を見るべし斯れは唯机上の考案を以て右等の銀行法案を制定し多額の補助金を出して興業銀行の事の奏効に歸するやも計り難ければ能く〳〵右貸付方法等に就て其方策を工風したる上にせざるべからず

○[illegible]漫みて顧しけれ[illegible]
今秋の氣候を帶びて漸々各物仕入の期節とありだるに金[illegible]

反對に出て寧ろ緩漫をみそ希望し居[illegible]しき注文なれば其次第如何にと聞く[illegible]とする銀行の事なれば動きの劇しく[illegible]望むは當然のみとなれども今日の如[illegible]の負傷に惱みて内實半病人の姿にて[illegible]通に應して充分の働をなさんみと[illegible]靜かに保養を主として内の回復を計[illegible]に若し世間が通貨の需用多くして商[illegible]許さゞるに於ては大病人も出すべく[illegible]中々今日の如き少波瀾には止まらで[illegible]も金融緩漫なればみそ甚だしき馬脚[illegible]も出來るみとなれ此間靜に回復の[illegible]となるみと銀行者目下の要務なれば[illegible]メナは來年の中頃迄も金融は今の如[illegible]したきものなりと云ふにあるよし[illegible]成るが如くなれども銀行者目下の[illegible]分か論據あるが如し

○海軍高等武官及文官增俸規則　海軍高等武官增俸規則を定めたるが其[illegible]增俸は總て拔擢を以てせず、高等武官[illegible]日より一箇年を過ぐるに非ざれば增[illegible]中の日數は算入せず、增俸資格を[illegible]超級增俸を爲すみとなし但待命休[illegible]增俸至當と認むるものは所管長官に[illegible]之を取捨し海軍大臣に具狀すべし[illegible]者の增俸は海軍次官より具狀する[illegible]收禁處刑中の者は增俸するみとなく[illegible]其所轄を變換したる者あるときは[illegible]新所管長官に通牒すべし、略の六[illegible]官增俸規則は第一二條は武官の同[illegible]第三條は轉官若くは官制改正等に[illegible]給若くは從前より低額の俸給を受く[illegible]理にして最低額以下の俸給を受く[illegible]るの後一箇年以内と雖も增俸する[illegible]の增俸を爲するみとおし第四條文官[illegible]俸するみとなし第五條最上級俸を[illegible]俸給同四條に該當し增俸するみと[illegible]超過する增俸を爲すみとなし第六[illegible]文官の增俸は所管長官に於て其[illegible]お至當と認むるときは理由を[illegible]すべし又海軍大臣に直隷する文官[illegible]事第七條文官は增俸の具申は每年[illegible]べしとの數ヶ條あり

○織物類の引立ち　永年の不景氣[illegible]樣ありて内地の農産物も概して豐[illegible]